

令和7年度山形県地域型食品企業等連携促進事業業務委託基本仕様書

1 業務名

令和7年度山形県地域型食品企業等連携促進事業

2 業務目的

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参画する「地域連携推進コンソーシアム」を設置し、地域の核となる食品企業や農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出を推進する。

本業務委託は、地域型食品企業等連携促進事業実施要領（6新食第2408号令和7年3月31日農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）（以下「国要領」という。）に基づき山形県が行う地域型食品企業等連携促進事業の円滑な実施のため、事務局の運営及び新たなビジネスの実施の支援を行うものである。

3 定義

- (1) 「地域連携推進支援プラットフォーム」（以下「全国プラットフォーム」という。）とは、令和7年度持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築委託事業において全国規模で構築するプラットフォームをいう。

また、全国プラットフォームの運営主体を「プラットフォーム事務局」という。

- (2) 「地域連携推進支援コンソーシアム」（以下「地域コンソーシアム」という。）とは、都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連事業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムをいう。

- (3) 「新たな食品ビジネス」とは、地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう。

- (4) 「地域連携推進コーディネーター」とは、プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者をいう。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

5 委託業務内容

受託者は、本事業の円滑な実施のため、以下の業務を行う。

- (1) 地域コンソーシアムの設置・運営

参画者を募集し、取りまとめにあたっては、業種毎（生産、流通、加工、販売等）に整理すること。なお、原則として、本県が昨年度実施した令和6年度地域食品産業連携プロジェクト（やまがたLFP）で構築したプラットフォームの参画事業者は、継続して参画するものとする。

(2) 情報発信

ホームページを開設し、地域コンソーシアムへの参画を促すための周知広報や、取組について情報発信を行うこと。

(3) 商品開発やマーケティング等の専門的な知見を有する者の配置

事務局に、マーケットインによるビジネス開発の経験を有し、本県の地域資源や経営資源を把握した上で新たなビジネスの創出に向けて地域コンソーシアム参画者への助言を行える者を1名配置すること。

(4) 研修会の開催

県及びプラットフォーム事務局と連携し、下表に示す研修会を1回程度開催する。また、必要に応じ下表以外の研修会を開催すること。

	開催内容	開催時期 (予定)	業務内容
第1回	・ 持続的な食料システムの確立に向けた連携・協調の意義や食品ビジネスの創出の意識醸成等につながる講義 （＜留意事項＞） ・ 地域コンソーシアムへの参画を促す説明会を兼ねる研修会とすること ・ 地域連携推進コーディネーターや専門家による講義を実施すること ・ 本県の地域コンソーシアムが目指すべき将来像や商品開発のコンセプト等の共有を行うこと	令和7年7月	・ 県及びプラットフォーム事務局と研修内容や日程等の調整 ・ 開催通知の送付、参加者のとりまとめ ・ 会場準備 ・ 資料作成 ・ 当日の司会進行

(5) 専門部会の開催

県及びプラットフォーム事務局と連携し、設定したテーマ（本県の食産業が抱える課題の解決に向けた取組について等。設定するテーマについては県と協議のうえ決定すること。）ごとに専門部会を3回程度開催する。また、各テーマの深堀や、地域コンソーシアム参画者から寄せられた意見に基づき検討された新たなテーマによるものなど、必要に応じ下表以外の専門部会を開催すること。

		開催内容	開催時期 (予定)	業務内容
テーマ①	第1回	・本県食産業が抱える課題の洗い出しと、その課題を解決するための食品ビジネスの検討	令和7年8月	・県及びプラットフォーム事務局と会議内容や日程等の調整 ・開催通知の送付、参加者のとりまとめ ・会場準備 ・資料作成 ・当日の司会進行
	第2回	・ビジネスプランのブラッシュアップ ・次年度の取組の検討	令和7年9月	
	第3回	・今年度開発された新ビジネスの成果報告 ・次年度に向けたビジネスプランの発表	令和8年2月	
テーマ②	第1回	・本県食産業が抱える課題の洗い出しと、その課題を解決するための食品ビジネスの検討	令和7年8月	
	第2回	・ビジネスプランのブラッシュアップ ・次年度の取組の検討	令和7年9月	
	第3回	・今年度開発された新ビジネスの成果報告 ・次年度に向けたビジネスプランの発表	令和8年2月	

※各テーマ、開催回数等は県と協議のうえ決定すること。テーマ①と②で合同開催も可。

(6) 地域戦略マッチングの実施

県及びプラットフォーム事務局と連携し、下表に示す地域戦略マッチングを2回程度実施する。また、必要に応じ下表以外の地域戦略マッチングを実施すること。

	開催内容	開催時期 (予定)	業務内容
第1回	・地域連携推進コーディネーター及び専門家等の派遣を受け、専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネスの戦略構想を検討	令和7年9月	・県及びプラットフォーム事務局と会議内容や日程等の調整 ・開催通知の送付、参加者のとりまとめ

	・新たな食品ビジネスを担う事業者と関係者のマッチングを実施。		・会場準備 ・資料作成 ・当日の司会進行
第2回	・新たな食品ビジネスの戦略構想について、ブラッシュアップを図る会議を実施。 ・1回目の地域戦略マッチングで出された意見を基に新たに参集した関係者を交え、食品ビジネスの創出を担う事業者と関係者のマッチングを実施。 ・新たな食品ビジネスのプロジェクトを実行するメンバーを決定。	令和7年10月	

(7) 相談会の開催

県及びプラットフォーム事務局と連携し、下表に示す相談会を1回程度開催する。また、必要に応じ下表以外の相談会を開催すること。

	開催内容	開催時期 (予定)	業務内容
第1回	・地域コンソーシアムに参画している支援機関等の専門家による、食品ビジネスの創出に取り組む食品等事業者に対する相談会を開催 <留意事項> ・相談会に出席する専門家等は県と協議の上決定すること ・資金融通や経営、農林水産物等の地域資源活用方法、新商品開発・販路開拓、加工技術、輸出等に係る相談に対応可能な相談会とすること	令和7年10月	・県及びプラットフォーム事務局と当日の内容や日程等の調整 ・開催通知の送付、参加者のとりまとめ ・会場準備 ・資料作成 ・当日の司会進行

(8) 新たな食品ビジネスの支援

発注者が、地域型食品企業等連携促進事業補助金交付要綱により間接補助事業として決定した新たなビジネスを円滑に実施するためプラットフォーム事務局と連携し、

以下の業務を行う。

ア プラットフォーム事務局との連絡調整

- ・プラットフォーム事務局との連絡調整や、地域連携推進コーディネーターの派遣を要請する。

イ 間接補助事業者への支援

- ・間接補助事業者が発注者に提出する事業実施計画書等の策定や新たな食品ビジネスの実施に係る支援
- ・必要に応じて、間接補助事業者が行うクラウドファンディングのプロジェクトページ作成支援

ウ 県への支援結果報告

- ・イにより実施した支援について、県への結果報告を行う。

6 対象となる経費及び経費の支出

(1) 委託経費として計上できる経費は、下表のとおりとする。

(2) 経費の支出にあたっては、各事業費の支出の根拠となる書類（契約書、請求書、業務日誌、出納帳等）を作成し、経費区分ごとに支出額を整理しておくこと。

区分	対象経費
事務局運営 ・地域コンソーシアムの設置・運営 ・情報発信 ・研修会、専門部会、地域戦略マッチング、相談会等の開催	会場借料、資料印刷費、通信費※1、消耗品費、事務局員旅費、通信機器類等リース料、管理運営費※2、ホームページ作成・運営費等、専門家・講師謝金、専門家・講師旅費等 ※1 オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む ※2 人件費含む
新たな食品ビジネスの支援	通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費※等 ※ 人件費含む

※ 人件費は、別紙1「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）及び別紙2「委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）」に基づき算定すること。

※ 上記対象経費に示した費目以外の経費は対象にならないため注意すること。

※ 地域連携推進コーディネーターの派遣に係る費用（謝金、旅費等）はプラットフォーム事務局で負担するものとする。

7 スケジュール（予定）

時期	内容
6月～	地域コンソーシアムメンバー募集
7月	研修会開催
8月	専門部会（第1回目）開催
9月	専門部会（第2回目）開催

	地域戦略マッチング（第1回目）実施
10月	地域戦略マッチング（第2回目）実施
	相談会の開催
	新たな食品ビジネスの実施支援 当該年度の事業終了（商品化等）まで支援は継続
2月	専門部会（第3回目）開催
3月	事業終了、実績報告

8 成果品

本業務の成果品として、委託期間満了の日までに業務完了報告書1部（A4判縦・カラー印刷）を提出すること。

9 留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、必要に応じ、県と打合せを行うこと。
- (2) 委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (3) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ山形県に対して、再委託する業務の内容、再委託先等について書面をもって報告し、承認を得ること。
- (4) 本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分けするとともに、この委託業務に係る収支の内容を証する書類、帳簿を備え付け、委託業務の完了する日の属する年度の末日から5年間保管すること。
- (5) 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (6) この仕様書に記載のない事項について、双方協議の上定めるものとする。